

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①現状 (位置)

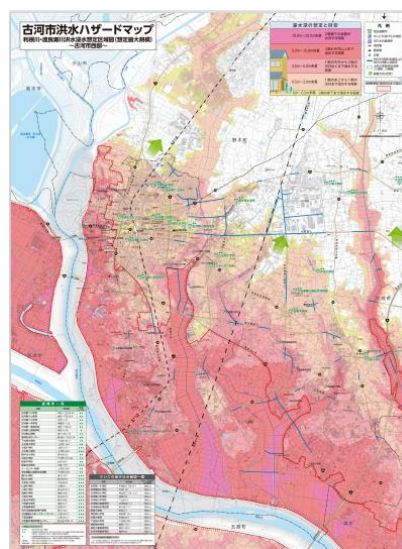
古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置（東経 139 度 45 分、北緯 36 度 10 分、東西 16.06km、南北 12.58km）し、西側は埼玉県、北側は栃木県、東側は結城市及び八千代町、南側は坂東市、五霞町及び境町に接している。市内にはJR宇都宮線古河駅があり、東京都心まで約1時間の距離という地理的条件に加え、国道4号、新4号国道や国道125号、354号などの広域的道路が東西南北に走り、交通の利便性を高めている。

当所の管轄する地域の総面積は 21 k m²（古河市全体総面積 123.58 k m²）で、東西 2.9 km、南北 8.6 kmと細長い形をしている。標高 10～25m前後の猿島台地の西端の洪積台地部分と標高 10m前後の沖積低地で住時は湿地又は沼地として占めていたが、ほとんどが埋め立てられ、水田又は住宅地として利用されている。

②想定される地域の災害リスク

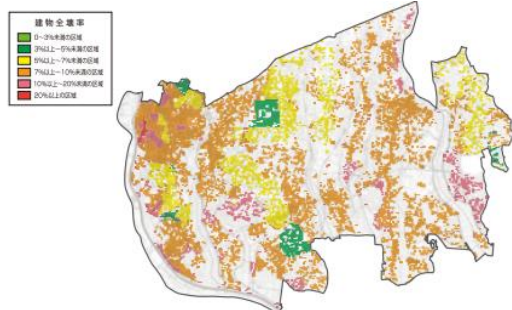
(洪水：ハザードマップ)

利根川・渡良瀬川流域において、最大規模の平均降雨量により想定される洪水浸水区域を当市のハザードマップで見ると、当所の管轄する地域において古河駅周辺の商業地区では 0m～3.0m未満の浸水、地域の雇用と経済を支えている企業団地（坂間企業団地）周辺では最大 10mの浸水被害が想定されている。また、当所事務所が立地する地域では 5.0 m～10.0m未満と2階の天井以上まで浸水すると予想されている他、利根川流域付近では大河川に隣接していることから、5.0m～20.0m未満の浸水が予想されている。



古河市洪水ハザードマップ

(地震：古河市地震防災マップ)



当市の位置する関東地方では、北米プレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートが互いに接し、複雑な力が集中する場所であることから、蓄積されたエネルギーにより近い将来、マグニチュード6～7クラスの大きな地震が発生する可能性があるとして予想されている。

古河市地震防災マップ 揺れによる建物危険度 (建物全壊率分布図)

(土砂災害：ハザードマップ)

茨城県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一覧によると、急傾斜地の崩壊による災害の恐れがある箇所は当所が管轄する地域では1箇所（錦町）であり、大雨、洪水などにより土砂災害が想定される。



土砂災害警戒区域等指定箇所

【これまでの被災履歴】

(風水害)

明治後期からの改修事業の進展によって最近では利根川の氾濫による大きな災害はほとんどなくなりましたが、宅地化や道路環境の変化により中小河川の溢水等がめだっている。

特に平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、人的被害や半壊、床下浸水などの住家被害、また、道路冠水通行止などの被害が発生している。

(地震)

これまで茨城県で最も多くの死傷者を被った地震災害は、大正 12 年の相模湾を震源とする関東大震災である。また、比較的多くの建築物被害を生じた地震は、平成 14 年 2 月の茨城県沖地震、平成 14 年 6 月の茨城県南部地震があり、日本の観測史上最大規模であった平成 23 年 3 月東日本大震災では、当市においても家屋等の被害が発生している。

茨城・埼玉県境地震による古河市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
最大震度		6 強		
建物被害 [棟]	全壊・焼失	895 棟	382 棟	951 棟
	半壊	3,636 棟	3,636 棟	3,636 棟
人的被害 [人]	死傷者数	24 人	13 人	19 人
	負傷者数(うち重傷者数)	590 人(37 人)	343 人(26 人)	438 人(35 人)
ライフライン被害	電力(停電率)	92%		
	上水道(断水率)	96%		
	下水道(機能支障率)	92%		
	固定電話(不通回線率)	92%		
避難者 [人]	当日	9,098 人	8,122 人	9,206 人
	1 週間後	13,367 人	12,423 人	13,471 人
	1 ヶ月後	8,129 人	7,145 人	8,238 人
災害廃棄物 [ト]	災害廃棄物量	171,856 ト		

出典：古河市地域防災計画（資料編）

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が出され、不要不急の外出自粛や施設・店舗の使用制限を要請されたことで、多くの企業が活動を縮小せざるを得なくなり、さらには需要・消費の低迷、人や物の流れが止まったことによるサプライチェーンや生産活動の寸断など、企業の経営を揺るがしている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,520人
- ・小規模事業者数 1,788人

当所管轄内事業所数及び構成比

	H26 経済センサス		備考 (事業所の立地状況等)
	事業所数	構成比	
建設業	224	8.9%	全業種とも市内全域に広く分散している。
製造業	182	7.2%	
卸売業、小売業	731	29.0%	
サービス業	845	33.5%	
その他	538	21.3%	
合計	2,520	100.0%	
うち小規模事業者数	1,788		

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、古河市防災会議による防災計画の推進
- ・災害時相互応援協定、災害時協力協定の締結
- ・防災協力事業所の登録
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築
- ・避難所・避難場所・さいごの逃げ込み施設の指定
- ・地域防災訓練等の実施
- ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
- ・古河市洪水ハザードマップ・ガイドブックの作成/配布
- ・地震防災マップ(揺れやすさマップ・地域の危険度マップ)の作成
- ・古河市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づく助成
- ・古河市防災士資格取得補助金交付要綱に基づく助成
- ・古河市国土強靱化計画の策定

(感染症対策関係)

- ・「古河市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・古河市新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援策
- ①中小企業事業継続応援貸付金（県事業）への協力
- ②緊急事業者支援給付金事業
古河市緊急事業者支援給付金
- ③中小企業等補助事業
古河市小規模事業者持続化補助金
新型コロナウイルス感染症対策活動支援補助金
古河市雇用継続企業支援金
- ④中小企業事業資金融資利子及び保証料補給金の拡充
- ⑤プレミアム付商品券事業
- ⑥出前・テイクアウト推進事業
古河市出前・テイクアウト推進事業費補助金
- ⑦中小企業等感染防止対策推進事業
古河市中心小企業等感染防止対策補助金
- ⑧バス・タクシー事業者感染防止対策推進事業
古河市バス・タクシー事業者感染症対策補助金
- ⑨テイクアウト冊子の発行
- ⑩備蓄等のマスク配布
医療機関、介護サービス事業者、理美容業組合
- ⑪水道料金（基本料金）の全額免除

2) 当所の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策（税制優遇等）の周知
- ・国や県、市の依頼に基づき被害状況や事業活動への影響調査を実施
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄
- ・会員向け保険制度について、茨城県火災共済協同組合、関東自動車協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・県内商工会議所との「災害時の相互協力に関する協定」の締結
- ・「災害発生時対応マニュアル」の所内自衛消防隊編成の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を年1回実施している。
- ・災害発生時の職員の安否確認及び出勤（召集）可能人員を迅速に確認するための連絡網を導入している。
- ・古河市防災協力事業所登録制度の周知

(感染症)

【相談窓口の開設】

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し休日での相談対応を行った。

【金融相談会】

同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。

【影響調査の実施】

会員を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施。

【事業活動継続のための支援】

市に対して、補助金制度の創設や飲食店応援事業の要望書を提出。

2 課題

管内事業者のうち防災・減災の取り組みを促す事業継続力強化計画（BCP）を策定しているのは一部の事業者に限られている。このうち小規模事業者の意識は低く、BCPの策定はほとんど進んでいないという現状にある。このことから、今後は事業者独自のBCP取得促進のため、県や各種機関と連携した普及・啓発の取り組みを強化する必要がある。

また、当所においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアル、また休日や夜間時の職員の出勤、など内部体制が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

感染症対策において、感染防止対策やコロナ禍における事業継続のための支援策の活用などの情報の周知・徹底を図る必要がある。さらには、自然災害や新型コロナウイルスへの対応経験が少ないこともあり、事前対策や発災後の事業継続のための支援ノウハウをもっている職員が不足していることも課題としてあげられる。

3 目標

管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

事業継続力強化計画認定 3社/年

各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）3社/年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

（自然災害）

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・自然災害に対しては、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（感染症）

- ・感染症に対しては、発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・国内外の発生状況に応じて、行政（国・県・市）や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。

- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・当会内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

多発する自然災害や感染症など、さまざまな経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。市と連携し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、平成24年に事業継続計画（BCP）を作成し、経営環境に変化があった場合は適宜更新する。（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼，セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・ 事業運営委員会を設置し、状況確認や改善点等について委員会を開催し（構成員：当所、当市、専門家）協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・ 自然災害（マグニチュード震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

I. 大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

- ・当所と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

II. 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当市と当所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

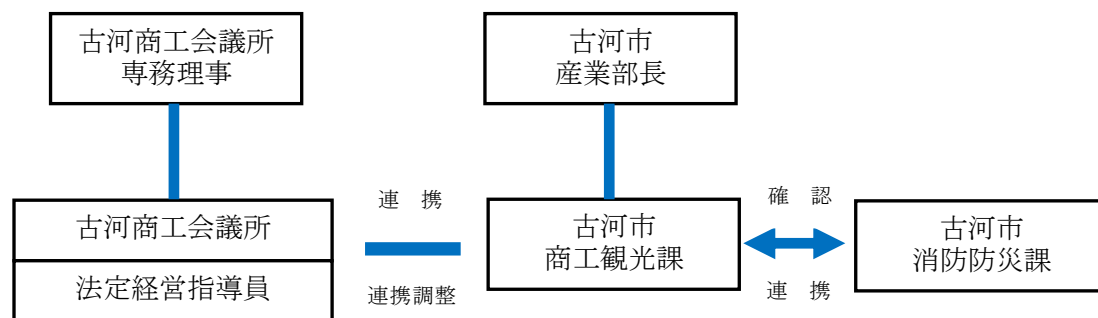
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 1 2 月現在)

(1) 実施体制



(2) 当所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①経営指導員 鈴木 一行 連絡先は後術 (3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年 1 回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①古河商工会議所

〒306-0041 茨城県古河市鴻巣 1189-4

TEL0280-48-6000 / FAX0280-48-6006

E-mail:info@kogacci.or.jp

②古河市役所 商工観光課

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38-18

TEL 0280-22-5111 / FAX0280-22-5189

E-mail:shoukou@city.ibaraki-koga.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費 (集団・個別)	300	300	300	300	300
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、古河市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(連携者無し)	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	